

## 性暴力の被害者を守るために刑法の改正を求める意見書

2017年6月、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに改正されたが、改正後もなお、同意のない性行為をした加害者が処罰されなかったり、昨年3月には実の娘をレイプした父親が無罪となるなど、性暴力事件の無罪判決が相次いでいる。それは「13歳以上の子どもに対する性行為は成人と同じように扱われる」刑法の規定や、被害者が激しく抵抗できなければ加害者を罪に問えない「暴行・脅迫要件」、また「心神喪失」、「抗拒不能」が起訴の要件として残されている「準強制性交等罪」がいまだに存在しているためである。国連は2008年に日本に対し、性的同意年齢の引き上げを勧告する所見を採択しているが、明治時代に決まった13歳という年齢は、2017年の刑法改正では変更されなかった。また、2017年の法改正では、監護者（保護者など）によるわいせつ行為・性交等は、子どもの同意の有無を問わず犯罪となったが、教師や家庭教師、コーチ、施設関係者など、子どもを保護・指導する立場の者によるわいせつ行為・性交等は対象となっておらず、実態に即していない。

内閣府の調査によると、女性の13人に1人、男性の67人に1人が「無理やりに性交をされたことがある」と答えている。約6割が不起訴となっているなど、いまだに性被害に遭っても泣き寝入りをせざるを得ない人が多い。

本年は3年に1度の刑法の見直しが検討される年である。性暴力は人権を傷つける非人道的な差別行為、精神への殺害行為である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、性暴力の根絶を目指し、性暴力の被害者を守るため、刑法177条（強制性交等罪）、刑法178条2項（準強制わいせつ及び準強制性交等罪）などについて実態に即した改正を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石井良司